

令和 2 年 5 月 22 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03455

研究課題名（和文）変容する家族と後見制度の役割

研究課題名（英文）Changing family and role of guardianship

研究代表者

合田 篤子（GODA, Atsuko）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：50361241

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では変容する家族という視点から、日本における今後の未成年後見制度および成年後見制度の在り方について検討を行った。超高齢社会、少子化が進む中で家族に依存しすぎない制度設計を展開していくべきである。また、ドイツにおいては、未成年後見や世話制度（ドイツの成年後見制度）に関して法改正の検討が進められており、2016年、2018年にそれぞれドイツ連邦司法消費者保護省から公表された部分草案について紹介、検討を行い、時代に即した制度設計を行うことの意義について確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツにおいて現在進められている未成年後見及び世話（成年後見）に関する法改正への動きにつき2018年9月にドイツ連邦司法消費者保護省（BMJV）が公表した「後見法改正法の連邦司法消費者保護省第二討議部分草案」等につき紹介、検討を行った。今後のドイツの法改正を分析していく上で、基礎的資料として参考になるものと考えられる。家族機能が弱体化していく中、司法（家庭裁判所）及び行政による監督・支援の意義をより意識し、今後の未成年後見制度・成年後見制度の制度設計について、引き続き検討を行っていく。

研究成果の概要（英文）：In this research, I examined the ideal way of the guardianship system for minors and adult guardianship system in Japan from the viewpoint of changing families. In a super-aged society and a declining birthrate, we should design a system that does not depend on family members. In Germany, a guardianship reform is underway. I introduced and examined the partial drafts of the guardianship published by the German Federal Ministry of Justice and Consumer Protection in 2016 and 2018, respectively, and confirmed the significance of institutional design in line with the times.

研究分野：民法

キーワード：後見 家族 民法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究開始に至るまでは、親権者や未成年後見人による財産管理権に着目し、その濫用的行使を規制する法制度の構築を目指し研究を進めてきた(【科研費】若手研究(B)平成18年度・19年度「子ども保護に向けた総合的法システム構築のための基礎的研究」、【科研費】若手研究(B)平成21年度・22年度「未成年者後見制度の再構築 実態的調査研究をもとに」、【科研費】基盤研究(C)平成26年度～28年度「財産管理権者に対する家庭裁判所の監督の在り方」)。ここ10年でも、未成年後見人や成年後見人による不正行為はいつそう増加し(仙台高秋田支判平19・2・8家月59巻5号81頁、最決平24・10・9刑集66号10号981頁)、家庭裁判所の裁判官に対する国家賠償責任が追及された裁判例も現れるなど(広島高判平24年2月20日金商1392号49頁、大阪地堺支判平成25年3月14日金商1417号22頁[家事審判官の国家賠償責任は否定])、その対策は喫緊の課題となってきた。

もっとも、このような状況に対しては、すでに平成24年より、後見制度支援信託が導入され、リーガルサポートでは代替金交付制度が実施されるなど、現在直面する問題に対しては一定の対策がとられてきている。また、本研究申請時までの研究成果として、重要な法律行為については、家庭裁判所による許可を要するとして財産管理権者らによる濫用的な権利行使を防止する制度を提案してきたが、それもその可能性の一つを示すものである。

しかしながら、以上の対策はミクロ的視点に立ったものといえる。今後、後見制度全体について検討を進めていく上では、想定する家族モデル、国家と家族との関係などマクロ的視点からの分析が不可欠であると改めて認識するに至った。これは、現在進められている憲法改正作業において、いわゆる家族尊重条項(草案24条)が検討されていることとも無関係ではない。もっとも、分析の前提として家族が変容してきているという要素にも注目したい。

以上のとおり、家族の機能不全の典型例として児童虐待事件の増加があり(平27年度虐待相談対応件数は10万3260件)、超高齢社会やひとり世帯が増加する中、成年後見の社会化が進んでいることなどを踏まえ、日本が今後目指すべき後見制度という大きな枠組みについて、国家や家族という観点から改めて検討したいと思うに至った。

一方、ドイツにおいては、近年、未成年後見・世話制度について新たな法改正の動きがあり、それも踏まえた総合的検討を行いたいと考えた。

ドイツでは2012年7月5日に「未成年後見法および世話法改正法(das Gesetz zur Änderung des Vormundschafts- und Betreuungsrechtes)」が施行された(草稿段階のものではあるが、拙稿「未成年後見制度改正の方向性 ドイツ法を手がかりにして」三重大学法経論叢28巻2号(2011)13頁32頁にて紹介、分析を行っている)。しかしながら、この2011年改正は、身上配慮に関する部分的な改正に過ぎず、また、財産配慮については十分な改正が実施されなかった。そこでドイツでは、さらに、未成年後見制度について改正することになっており、学会でも未成年後見制度は昨今注目を浴びたテーマの一つである(Dutta/Schwab/Heinrich/Gottwald(Hrsg), Vormundschaft in Europa, 2015)。

改正に向けてドイツ連邦司法省は2014年10月13日に「未成年後見法の改正に関する方針(Eckpunkte für die weitere Reform des Vormundschaftsrechts)」を公表している。そこでは、未成年後見制度の身上監護のさらなる強化、未成年後見制度における人的資源の強化、官庁後見における質の向上、未成年後見人の財産配慮の脱官僚化と現代化、未成年後見制度、世話制度、保護制度における法制度の簡素化の5つの点を中心とした改正が予定されている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、変容する家族という視点から、未成年後見や成年後見制度の将来の有り方を検討することにある。これまで、親権者、未成年後見人、成年後見人の財産管理権の規制の在り方について研究を進めてきたが、本研究は、その成果を踏まえ、身上監護も含めた制度全体のあり方を問うものでもある。また、家族機能の喪失に起因する児童虐待の増加や、少子高齢化や、成年後見の社会化が進んでいる中、後見制度に対して今後どのような制度設計を行っていくべきなのか、本研究では、その基礎的検討を行うことを目的とする。

さらに、現在、未成年後見や世話制度(ドイツの成年後見制度)に関して法改正作業を進めているドイツ法の状況についても分析の対象を広げ、日本法における制度設計の今後の方向性について一定の示唆を得たいと考えている。

3. 研究の方法

研究方法としては、文献研究及びドイツでのヒアリング調査等も予定していた。すなわち、平成30(2018)年度にはドイツの少年局(Jugendamt)、裁判所、DIJuF(ドイツ少年援助と家族法研究所)において実際の運用状況や工夫等について現地調査ヒアリング調査を予定していたが、2018年9月7日にドイツ連邦司法消費者保護省(BMJV)が公表した「後見法改正法の連邦司法消費者保護省第二討議部分草案」以降、ドイツにおいて議論が進展せず、平成31年度に調査を延期したところ、立法作業が進まなかったと共に、新型コロナウイルスによる影響によりドイツへの調査を断念せざるをえなかった。そこで、結果として、本研究では、文献研究が中心となったことにつき断っておく。

4. 研究成果

ドイツ連邦司法消費者保護省 (BMJV) は、2016年8月16日に「未成年後見法改正に関する討議部分草案 (Diskussionsteilentwurf zur Reform des Vormundschaftsrechts)」を公表した。この2016年の後見法の改正に関する討議部分草案は、前述の2014年のEckpunkteをもとに作成されたものである。2016年「討議部分草案」は5つの方針として、身上配慮のいっそうの強化、個人により執行される後見の人的資源の強化、後見人の選定、財産配慮の非官僚化、後見制度の体系化および現代化を挙げ、具体的な条文案も示している。分析の結果、現在の法改正を目指す動きは、社会における後見制度の果たすべき役割の変質が大きく影響している点にあると考えた。ドイツでもかつては、孤児や婚外子のための未成年後見が重要な役割を果たしていたが、今日では、児童虐待等のケースにおいて家庭裁判所が親の配慮権 (親権) を剥奪した子の権利保護のための後見が必要とされるようになっている。このような傾向は日本でも同様であり、社会における家族の果たす機能の変化に現在の後見制度が対応しきれていないのについて、ドイツでの考え方も参考にしながら、引き続き検討を行っていくべきと考えた。

その後、2018年9月7日、ドイツ連邦司法消費者保護省 (BMJV) が公表した「後見法改正法の連邦司法消費者保護省第二討議部分草案 (2. Diskussionsteilentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Vormundschaftsrechts)」(以下、「2018年第二討議部分草案」という。)を分析した。これは、2016年「後見法の改正に関する討議部分草案」に続くものであり、後見法と世話法 (成年後見) との規定の関係や財産管理に関する規定の具体的な条文案が初めて示される等、ようやく改正の全体像が明らかになったといえる。

2018年第二討議部分草案のポイントは次の5点である。すなわち、後見法、世話法および保護法規定の新しいルール化、後見法における身上配慮の強化、後見法における個人により執行される後見の人的資源の強化、後見人の選定、世話法に挿入することによる財産管理の非官僚化及び現代化である。中でも、第二討議部分草案の特徴は、後見法、世話法および保護法規定の新しいルール化に関し、現行法とは異なり後見法が世話法の規定を準用する方向性が示されたこと、また、財産配慮の非官僚化及び現代化に関わるルールが明らかになった点である。については形式的改正ともいえるが、未成年後見ではなく、世話 (成年後見) における財産配慮 (財産管理) の方がより重要な意義を有しているとの理解を前提に、現行法のように未成年後見の規定を準用する形ではなく、直接、世話法に規定しようという改正の方向性であり、興味深い。また、1900年のBGB施行以来、改正されないまま維持されてきた、とりわけ、財産配慮に関する世話人への制限規定 (たとえば、家庭裁判所の許可を要するとする規定) を見直し、被世話人や被後見人の財産に対する必要な保護を維持することには配慮しつつも、現代の金融制度に合致したものに改正する等、可能な限り現代化する方向性が示されている。

ドイツでは引き続き、この未成年後見及び成年後見 (世話法) の法改正に向けた作業が継続する予定であるが、2016年には難民が急増したことなども影響し、2018年の「第二討議部分草案」以降、大きな進展がなく、また、新型コロナウイルスの影響もあり、ドイツでのヒアリング調査についても断念した。

一方、日本においては、児童虐待問題の観点から未成年後見が、また、成年後見制度については、平成29年度から成年後見制度利用促進基本計画が進められるなど、国の施策レベルでその役割が期待されている。近年では成年後見制度において市区町村長申立の件数が増加し、2025年には65歳以上高齢者のうち約20%が認知症を占めるとの予測もあるなど、家族に依存しない形での後見制度に移行せざるを得ない状況にある。この点は、研究成果として論稿としてまとめることはできなかったが、特に「基本計画」でも挙げられている利用者がメリットを実感できる制度の運用・改善については個人的経験からもその重要性を改めて実感することができ、引き続き検討を行っていく予定である。また、不正防止の施策としては後見制度支援預貯金や支援信託が一定の効果を上げていると考えている。

また、未成年後見制度において注目すべき裁判例があり検討を行った。東京地判平30・3・20は、保険外交員でもある未成年後見人が未成年被後見人を代理して自らを保険金受取人とする生命保険契約を締結する行為が、利益相反行為にも代理権濫用行為にも当たらず有効とされた事例であるが、改めて、未成年後見制度及び成年後見制度において、監督機関としての家庭裁判所が果たすべき役割を検討すべきとの結論に至った。

家族機能が弱体化していく中、未成年後見制度・成年後見制度においては、今後いっそう司法 (家庭裁判所) と行政による監督・支援が不可欠になっていくと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 合田篤子	4. 巻 17
2. 論文標題 成年後見人（司法書士）が横領した場合の家庭裁判所の後見監督等における国賠法上の違法性（東京高判平29・4・27判例評釈）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代民事判例研究会編『民事判例17 2018年前期』	6. 最初と最後の頁 114-117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 合田篤子	4. 巻 61巻2号
2. 論文標題 （資料）ドイツ後見法改正法第二討議部分草案 - 財産配慮を中心に -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 243-267
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 合田篤子	4. 巻 60巻2号
2. 論文標題 ドイツ後見法（Vormundschaftsrecht）の改正に関する討議部分草案	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 251-274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 合田篤子	4. 巻 60
2. 論文標題 未成年後見人である保険外交員が代理人として締結した生命保険契約の効力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 10-13頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----